

清水北小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月24日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針（案）よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

(2) いじめの未然防止

○認め合える学級づくり

学級は、人間関係づくりを学び、互いを認め合うことのできる場です。子どもたち一人一人が学級の中で自分の居場所を得て、自分の存在を感じることが必要できる認め合える学級を作ります。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○学校評価への位置づけ

学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取り組みの改善に努めます。

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(4) いじめの早期対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(5) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

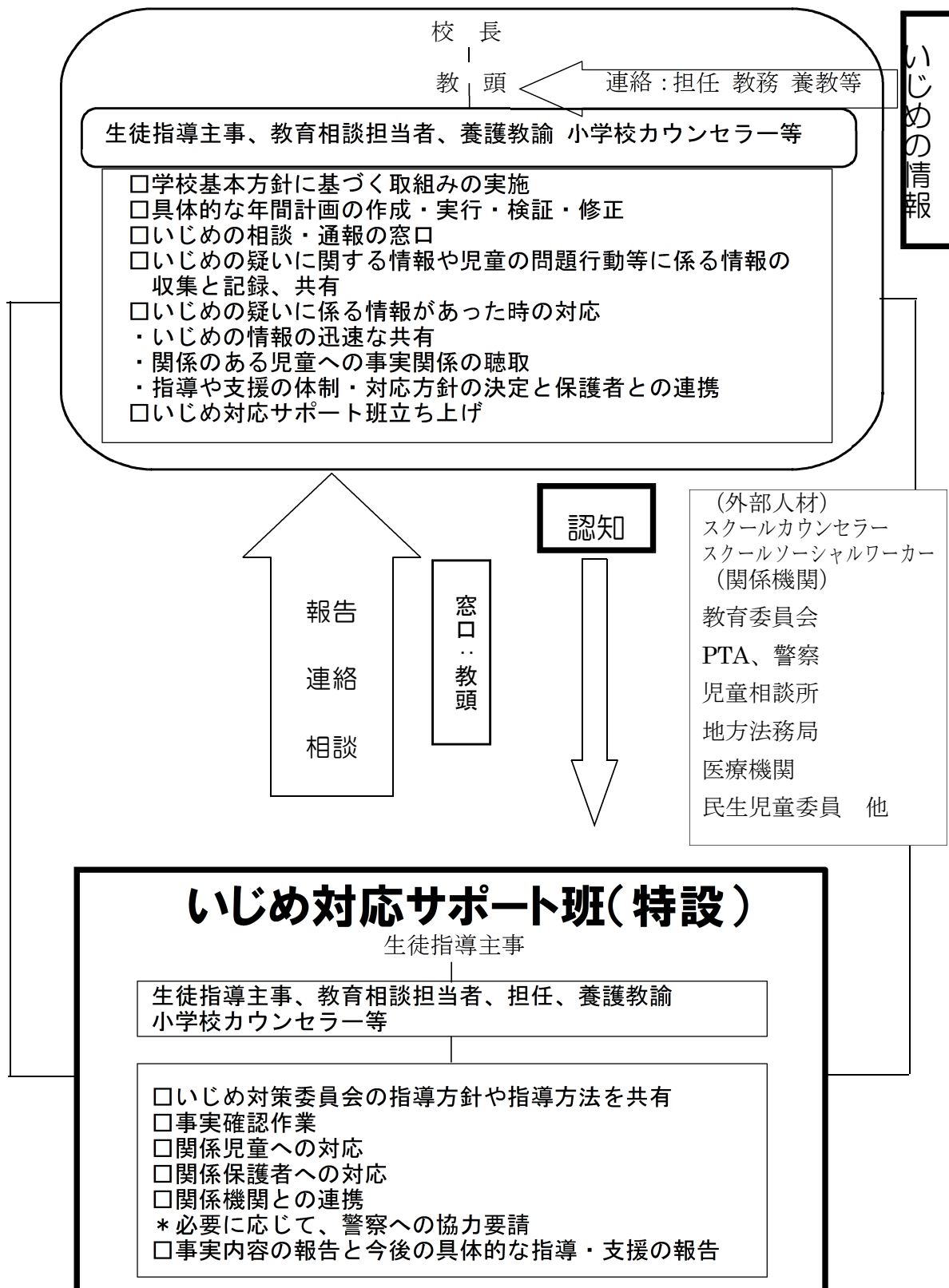
(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

清水北小学校

いじめ対策委員会(常設)



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

清水北小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ホームページ ・基本方針の公表	家庭訪問					
		縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・5、6年生の絆づくり					修学旅行
		・自主的計画、運営 ・コミュニケーション活動の工夫					
		縦割り活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり（ようこそ1年生集会） ・リーダーの存在感					
5月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間の全体計画の確認	アンケート調査					
		・ミニ班活動（通年月1回程度、異年齢集団での活動） ・自主的な活動 ・絆づくり					
		校外学習 ・絆づくり ・学習規律					
		区民体育大会 地域の人とのふれあい、コミュニケーション					
6月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに、定期的に状況把握 授業研究 ・授業改善 ・学習規律	心のアンケート調査					
		思いやり週間 小学校カウンセラー・担任との個人面談 全校一斉エンカウンター 道徳授業					
		児童会いじめ撲滅キャンペーン ・いじめ発生の多い月に ・児童自らの運営					
		学校公開日 キャリア教育 — 夢、生きがい、絆、生き方教育 PTA 親子活動 — とともに活動する喜び・親子の絆					
		縦割り遊び					

〔7～9月〕

清水北小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者懇談会 ・情報や意見収集	アンケート調査					
						宿泊学習 ・絆づくり ・自主的活動	
8月	いじめ対策委員会 ・1学期後半に向けて 職員会議 ・重点事項確認	学習会（7月～8月） ・子どもの学習状況を把握し、学習支援を行う					
		夏休み巡回活動（3回） ・地域の子どもの状況把握					
		学級 PTA 活動 学級の団結・親睦、親子のふれあい					
		親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
9月	情報発信 ・中間評価 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査					
		運動会練習（縦割り練習 応援練習） ・リーダー育成 ・絆づくり ・自主的活動					
		校内運動会 ・親子種目の実施 ・地域の踊り披露					

〔10～12月〕

清水北小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査					
		縦割り遊び					
		児童会いじめ撲滅キャンペーン ・いじめ発生の多い月に ・児童自らの運営					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに、定期的に状況把握	心のアンケート調査					
		縦割り遊び（ミニ班活動11月～2月）					

1 1 月	授業研究 ・聞き手を意識した授業	思いやり週間 小学校カウンセラー・担任との個人面談
		家庭での読書・親子読書
		学校公開日 学習発表会(他学年・保護者・地域に学習成果を発表)
1 2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査
		人権週間の取組 ・人権に関する授業 ・道徳授業（人権関係）
		縦割り遊び
	保護者懇談会 ・情報や意見の収集	

〔1～3月〕

清水北小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査を もとに、定期的に 状況把握 職員会議 ・重点項目確認	心のアンケート調査					
		学校公開日 かるた、百人一首 ・異学年交流 英語活動 ・異文化との交流					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 情報発信 ・学校評価	アンケート調査					
		縦割り遊び					
		思いやり週間 小学校カウンセラー・担任との個人面談					
		新入生 交流会 ・新たな 絆づくり ・異校種 生との交 流		中学校 体験入学 ・新たな 絆づくり ・異校種 生との交 流			

